

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1930号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則第6-628号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（適用除外職員）</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第17条の5第1項第1号及び市町村立学校職員給与条例第19条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの並びに一般職員給与条例第16条第2項及び市町村立学校職員給与条例第17条第2項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。</u>）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>（届出）</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u></p> <p>（確認及び決定等）</p> <p><b>第7条</b> 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が一般職員給与条例第17条の5第1項及び市町村立学校職員給与条例第19条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しな</p>	<p>（適用除外職員）</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第17条の5第1項第1号及び市町村立学校職員給与条例第19条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（<u>一般職員給与条例第16条及び市町村立学校職員給与条例第17条に規定する扶養親族で一般職員給与条例第17条第1項及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。</u>）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p><u>(4) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員で、一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項の規定による単身赴任手当を支給されないもの</u></p> <p>（届出）</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（確認及び決定等）</p> <p><b>第7条</b> 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が一般職員給与条例第17条の5第1項及び市町村立学校職員給与条例第19条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しな</p>

ればならない。前条第4項に規定する場合においても、同様とする。

2・3 (略)

(支給の始期及び終期)

**第9条** 住居手当の支給は、職員が新たに一般職員給与条例第17条の5第1項及び市町村立学校職員給与条例第19条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第6条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 (略)

ればならない。

2・3 (略)

(支給の始期及び終期)

**第9条** 住居手当の支給は、職員が新たに一般職員給与条例第17条の5第1項及び市町村立学校職員給与条例第19条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第6条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 (略)

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。